

質 問 回 答 書

名称	高速液体クロマトグラフ質量分析装置		
公告日	令和8年9月17日	公告番号	熊水総発第547号
質問書提出期限	令和8年10月23日	開札日	令和8年10月29日

質問事項

質問1:購入仕様書 3 装置等仕様(1)高速液体クロマトグラフ質量分析装置本体

「イオントラップ機能」について、リニアイオントラップ(Linear Ion Trap)等の特定のイオントラップ方式に限定する趣旨でしょうか。それとも、静電場によりイオンを捕捉して質量分析を行う Orbitrap 等の方式についても、1 回の測定により定量分析と MS/MS スペクトルを用いた定性分析を同時に実施できる場合には、本要件を満たすものとして認められますでしょうか。

質問2:購入仕様書 3(3)付属品 表 3「スペクトルライブラリ」

表 3 に記載の「イオントラップを用いた定性分析」についても、上記 3(1)クと同様に特定のイオントラップ方式に限定するものではなく、Orbitrap 等の方式により取得した MS/MS スペクトルを用いてライブラリ検索による定性分析を行える場合には、本要件を満たすものとして認められますでしょうか。

質問3:購入仕様書 6 設置後の確認作業等(4)精度確認 イ(ア)PFOS 及び PFOA、要検討 PFAS

要検討 PFAS のうち PFBA 等の一部短鎖 PFAS については、設置場所の測定環境、使用器具、精製水、装置・配管等に由来するバックグラウンドの影響を受ける可能性があります。このような測定環境由来のバックグラウンド等により記載された精度確認方法による評価が困難となった場合、ブランク値等を考慮した評価、同等の性能を確認できる代替方法、又は当該物質について所定濃度を測定可能であることを確認する方法により、本項目の確認を行うことは可能でしょうか。

質問4:購入仕様書 6(4)精度確認 イ(イ)臭素酸

本項目については、納入・設置した装置を用いて納入場所において 0.0005 mg/L の試料を n=5 で実測し、記載された真度及び精度の基準を満たすことが必須でしょうか。それとも、同一型式の装置による同等濃度以下での測定実績、検量線、感度等の性能資料等によって測定可能であることを確認できる場合、これらを精度確認の一部又は代替資料として取り扱うことは可能でしょうか。

質問5:購入仕様書 3(3)付属品 表 3「スペクトルライブラリ」

ここでいう「スペクトルデータ」について、メーカーが提供する実測 MS/MS スペクトルに加え、フラグメンテーション予測等により作成された in silico MS/MS スペクトルについても、メーカーが提供するライブラリとしてオフライン環境で利用可能な場合には、収録化合物数に含めることは可能でしょうか。

質問6:購入仕様書 6(3)測定メソッド

本項目における「測定が可能なメソッドを制御・解析用ソフトに導入すること」とは、各対象物質について測定条件・質量分析条件等が設定されたメソッドがソフトウェアに導入され、測定可能な状態となっていることを確認する趣旨でしょうか。それとも、設置後の確認作業において、(4)精度確認に明記された PFOS、PFOA、要検討 PFAS 及び臭素酸以外の対象物質についても、標準試料等を実際に測定して定量性能等を確認することまで必要でしょうか。

回答欄

質問1について

特定のイオントラップ方式に限定するものではありません。Orbitrap 等の方式についても、1 回の測定により定量分析及び MS/MS スペクトルを用いた定性分析を同時に実施できる場合は、本要件を満たすものと認めます

質問2について

表 3 に記載する「イオントラップを用いた定性分析」についても、特定のイオントラップ方式に限定するものではありません。Orbitrap 等の方式により取得した MS/MS スペクトルを用いてライブラリ検索による定性分析を行うことができる場合は、本要件を満たすものと認めます。

質問3について

お尋ねの記載については、当室で使用するにあたり、測定環境等を全て考慮した条件で設定濃度が確保できることを確認するために定めているものです。

そのため、実際に設置した装置を用いた精度確認作業が必須であり、代替方法等により本要件の精度確認とすることはできません。

質問4について

お尋ねの記載については、当室で使用するにあたり、測定環境等を全て考慮した条件で設定濃度が確保できることを確認するために定めているものです。

そのため、実際に設置した装置を用いた精度確認作業が必須であり、代替方法等により本要件の精度確認とすることはできません。

質問5について

ご認識のとおり、当該スペクトルについても、収録化合物数に含めることは可能です。

質問6について

前者のとおりです。各対象物質について、測定条件及び質量分析条件等を設定したメソッドを制御・解析用ソフトウェアに導入し、測定可能な状態とすることを求めるものです。なお、(4)の精度確認については、同項に明記している PFOS 及び PFOA、要検討 PFAS 並びに臭素酸のみを対象とします。